



がんばろう！岩沼

Iwanuma

広報

いわぬま

災害臨時号②

平成23年4月15日発行

岩沼市役所 ☎ 22-1111(代)



復興に向け 一歩ずつ

生活再建の第一歩として、着々と建設が進む仮設住宅（里の杜駐車場）

《東日本大震災被害状況》

岩沼市内・平成23年4月11日現在

- ・平成23年3月11日(金) 午後2時46分ごろ
- ・マグニチュード9.0 震度6弱
- ・死亡者168人
(市内122人、市外43人、身元不明3人)
- ・行方不明者15人
- ・避難者555人
- ・避難所3カ所(市民会館、総合体育館、農村環境改善センター)
- ・全半壊(流失含む)約500棟、床上浸水約1,000棟

主な内容

- 生活支援等……………P2
- 税金等……………P3
- 住宅・車両等……………P4
- ごみ……………P5
- 各種お知らせ……………P5～8

市民の皆さまへ

史上空前の大惨事をもたらした東日本大震災から1カ月あまり。本市におきましても、特に津波により、海岸沿いの6集落が壊滅的な被害となるなど、未曾有の大災害となりました。

震災で犠牲になられました皆様に深く哀悼の意を表しますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

現在は災害復旧に全力を注ぎ、今後は復興に向けた動きを加速し、甚大な被害を受けた沿岸部を中心に復興への確かな道筋を、市民の知恵と力を結集しながら描き、進めていきます。長い道のりになるかもしれませんが、必ずや岩沼を復興させることをお約束いたします。

がんばろう岩沼。そして決してあきらめません、ふるさと岩沼。
岩沼市長 井口 経明

市のホームページをご覧ください！

市のさまざまな情報を掲載しています。ぜひご覧ください。
URL <http://www.city.iwanuma.miyagi.jp/>

1. 生活支援等

被災された方々への主な支援制度の申請を受け付けます

①相談・受付開始日時：4月21日(木)～ 9:00～16:00 ②場所：市役所6階 第1会議室

受付日	地区名
4月21日(木)～24日(日)	相野釜、藤曾根、二野倉、長谷釜、新浜、蒲崎
4月25日(月)～28日(木)	矢野目、林、早股、寺島
4月29日(金)～5月15日(日)	その他の地区および上記受付日に申請できなかった方

※郵送での申請も受け付けます。(〒989-2480 岩沼市桜一丁目6-20)

制度の名称	支援の内容	対象となる方	準備していただくもの	担当課													
災害弔慰金	○生計維持者が死亡した場合：500万円 ○その他の者が死亡した場合：250万円	○災害により死亡した方（被災時に岩沼市に住所を有していた方等）のご遺族 ○支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母	○受領される方の身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証、年金証書等） ○死亡診断書（検案書）等の写し ○振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分） ○印鑑	会計課（☎内線211）													
災害障害見舞金	○250万円または125万円を支給	○災害により、重い障害を受けた方	○診断書（指定様式） ○振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分） ○印鑑														
岩沼市自然災害見舞金	○住居が全壊（流出を含む。）10万円、半壊5万円	○自然災害発生時に市内に住所を有していた方のうち、災害によりその住居に被害を受けた世帯の世帯主	○り災証明書 ○振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分） ○印鑑														
被災者生活再建支援制度	○住宅が全壊等または大規模半壊した世帯（住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じたため住宅を解体せざるを得ない場合等も含む。） ○支給額は、以下の2つの支援金の合計額 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計200万円まで。補修を行う場合は、合計100万円までとなります。	住宅の被害程度	全壊	大規模半壊	支給額	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	○り災証明書 ○半壊または大規模半壊のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する解体証明書および減失登記簿謄本 ※敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など）が必要です。 ○住民票または外国人登録原票記載事項証明書 ○預金通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号、世帯主本人名義「フリガナ名」の記載があるもの） ○加算支援金を同時に申請される場合は、今後住まいをどのようにされるのか（住宅の建設・購入、補修または賃借）に応じ、そのことを確認できる契約書等の写し	社会福祉課（☎内線355）
住宅の被害程度	全壊	大規模半壊															
支給額	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）														
支給額	200万円	100万円	50万円														
住宅の応急修理	○災害により全壊、大規模半壊または半壊した住宅を岩沼市が業者に依頼し一定の範囲内で応急修理する。 ○住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分の修理。 ○修理限度額は、1世帯当たり52万円（補助金ではありません。）	○対象世帯は、以下の全ての要件を満たす世帯となります。 ①全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けたこと。 ②応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないことなど。 ○所得制限等 前前年の世帯全体の年収等が以下のいずれかに該当する世帯が対象です。※ただし、全壊または大規模半壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限はありません。 ①世帯全体の年収が500万円以下の場合 ②世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上または要援護世帯 ③世帯全体の年収が700万円超、800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上または要援護世帯	○住宅が半壊以上の被害を受けたことが確認できるり災証明書 ○住民票（外国人世帯にあっては、外国人登録原票記載事項証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書類 ○世帯の前前年の総所得金額が確認できる市町村が発行する証明書類（※） ○要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類（※） ※大規模半壊以上の被害を受けたことが確認できる場合は不要	都市計画課（☎内線424）													

2. 税金等

(1) 平成22年度分市税等の納税通知書の発送について

3月15日および4月15日に発送を予定していた平成22年度分の市・県民税、国民健康保険税、介護保険料と後期高齢者医療保険料の納税通知書については、震災のため発送を見合わせていましたが、3月15日発送予定分は納期限を5月31日に、4月15日発送予定分は6月30日にそれぞれ延長した上で、5月上旬に発送します。

問／税務課（☎内線243）

(2) 市税等の減免について

震災により、住宅家屋につき全壊、大規模半壊、半壊のいずれかに該当する損害を受けられた納税義務者については、市税等の減免制度が適用される予定となっています。そのため、現在、新たに平成23年東日本大震災による災害被害者に対する減免に関する条例を策定する準備を行っています。手続き等の詳細が決まり次第、広報等でお知らせします（市・県民税、固定資産税、国民健康保険税等）。

問／税務課（☎内線243～248）

(3) 平成23年度市税等の納期の変更について

震災により、国税庁では当面の対応策として、多大な被害を受けた地域について、所得税・贈与税の申告納付の期日を延長しました。市としても、被災された納税義務者の皆さまの状況等から、混乱を来さぬよう市税等の納期限を変更する予定です。期限等は現在のところ検討中ですが、決まり次第広報等でお知らせします。

問／税務課（☎内線249）

(4) 被災した軽自動車等の軽自動車税の課税停止について

震災で使用できなくなったり、所在不明となった軽自動車（軽四輪自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車、農耕用トラクター等）については、届出により平成23年度分の軽自動車税の課税を停止します。該当する軽自動車等がある場合は、市役所2階の税務課窓口までお申し出ください。（窓口までお越しいただけない場合は、電話にてご連絡ください。）

また、使用不能、または、所在不明となった軽自動車等については、登録を抹消する廃車手続きが必

要となります。

本来、軽自動車税は、4月1日に登録されている軽自動車等に課税されますが、震災により被災した軽自動車等の廃車は4月1日以降に手続きをされた場合であっても、3月11日に廃車されたものとし、軽自動車税の納税通知書が届いた後でも、この度の震災による廃車の手続きは可能ですので、下記の窓口で廃車の手続きをしてください。

車種	手続き場所
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（農耕作業用等）	市役所2階 税務課（☎内線244）
軽自動車（軽二輪、三輪、四輪）	宮城県軽自動車協会 仙台市宮城野区苦竹四丁目2-20 ☎022-232-5724
小型二輪（251cc以上）	東北運輸局 宮城運輸支局 仙台市宮城野区扇町三丁目3-15 ☎050-5540-2011

(5) 土地および家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧について

4月1日より予定していた固定資産税・都市計画税課税台帳の縦覧、閲覧については、地方税法第416条の規定に基づき、6月1日(木)から税務課固定資産税係窓口にて開始します。

問／税務課（☎内線247）

(6) 介護サービス利用者の利用者負担について

震災により、本人または生計維持者が所有する住宅・家財またはその他の財産について著しい損害を受けた方等、一定要件に該当する方は、5月末までの利用料の支払いが猶予されます。猶予された利用料については、後日改めて減免の申請を受け付けます。対象となる方へのお知らせと手続き等については、ご利用の介護サービス事業所を通じてお知らせします。問／介護福祉課（☎24-3016）

(7) 上下水道料金の取り扱いについて

上下水道料金については、2月利用分の請求を震災の影響で行っていませんでしたが、5月16日に請求します（口座引き落としは5月26日）。3月利用分は全額免除とします。4月利用分については、広報いわぬま5月号でお知らせします。

問／水道事業所（☎内線459）

(8) 国民年金保険料について

震災により住宅・家財・その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方等は、国民年金保険料が審査の上、全額免除になります。

免除対象期間は平成23年2月～6月分です。免除の申請手続きは、ご本人が平成23年7月末日までに市民課国民年金係で行ってください。また、年金証書や国民年金手帳を流失した場合の再発行等については仙台南年金事務所および市民課国民年金係で申請できます。

問／仙台南年金事務所（☎022-246-5114） 市民課国民年金係（☎内線225・226）

3. 住宅・車両等

(1) り災証明書等の申請・交付について

震災で住宅などの建物が壊れた方が、損害保険、税の減免や融資などの手続き、また、各種支援制度を利用する場合の「り災証明書」や住宅以外に関する「被災届出証明書」の申請受付を3月28日から市役所2階市民ホールで行っています。

①受付日時：3月28日(月)～4月28日(木) 9:00～17:00（土日も受け付け）

※5月2日以降は税務課および商工観光課で受け付けを行います。（平日のみ）

②受付場所：市役所2階 市民ホール

③用意いただくもの

㊦印鑑（無い場合は拇印でかまいません。） ㊧本人が確認できるもの（運転免許証、保険証など）

㊨委任状（証明願人本人が申請する場合は必要ありません。） ㊩被害状況写真（り災証明（事業用）の方のみ）

④対象

【一般の方】申請後に被害状況の調査を行い、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4つのランクで判定し、後日郵送により交付しています。（被災地区によっては、即日交付する場合がありますが、郵送には2週間程度を要します。また、「被災届出証明書」については、被災地区に関わらず即日交付しています。）

問／税務課（☎内線247・248）

り災証明	住家の被害程度を証明します。調査が必要な場合は、調査後に証明書を郵送します。
被災届出証明	門や塀などの住家の付帯物や自動車、家財等について、被害届があったことを証明します。

【事業主の方】震災により事業資産に被害を受けた事業主の申請に基づき、り災証明書の交付を行っています。り災証明書は、申請後に現地調査を行い、後日郵送により交付します。なお、現地調査前に修繕等をされる場合には、修繕前の写真を添付してください。問／商工観光課（☎内線322・323）

(2) 津波により放置されている自動車について

市が保管または保管予定の車両については、市のホームページや市役所1階掲示板等で告知していますので、所有する車両のナンバーがあった場合は、名前と連絡先をお知らせください。

現在、車の所有者が車両や状態などの確認ができるよう準備を進めていますので、車の公開期間および引渡し方法が決まりましたら、市のホームページや市役所1階掲示板等で告知します。

問／土木課（☎内線415）

(3) 被災住宅相談窓口の開設について

被災住宅の耐震診断や応急修理等に関して、建築士による相談窓口を設置します。

①対象となる建築物：震災により被害を受けた住宅

②相談日時：4月21日(木) 10:00～12:00、14:00～16:00

③場所：市役所6階 第2会議室

④相談内容：

・被災住宅の安全確保に関すること・被災住宅の補修方法に関すること・その他被災住宅に関すること

⑤その他：住宅の図面や被害状況等がわかる証明書や写真がありましたらご持参ください。

問／都市計画課（☎内線435）

4. ごみ

生活環境課からのお知らせ（問／☎内線 333）

（1）生活ごみの収集について

蒲崎・新浜・長谷釜・二野倉・相野釜・藤曾根地区を除く市内全地区で、有害・危険物ごみを除くすべてのごみをごみカレンダーどおり収集しています。

※資源ごみのうち、コンテナ収集を行っていた缶やびん、せともの等はコンテナの確保ができないため、当分の間、リサイクル袋での収集にご協力をお願いします。

（2）災害ごみの収集について

順次作業を進めていますが、量が膨大なため、作業は困難を極め、予想以上に時間がかかっています。できるだけ早い撤去に向けて取り組んでいます。なお、津波による被害を受けた東部地区の各家庭から排出される災害ごみは、順に収集しています。ごみの出し方については、燃えるごみ（生ごみ、紙くず、濡れた雑誌など、できるだけ袋に入れる）と粗大ごみ（畳、布団、家具、電気製品等）に分け、ごみ集積所には出さずに、分別して道路に面した自宅敷地内で保管していただきますようお願いいたします。

収集にあたっては、収集車両の手配の関係で燃えるごみと粗大ごみ・電気製品は別々に回収していますのでご了承願います。

（3）災害ごみ等の自己搬入について

家庭からの災害ごみの個人での持込が可能な方は、仮置き場まで搬入をお願いします。

①搬入場所：寺島字川向 45-53 亘理名取共立衛生処理組合事務所の北側隣接地の仮置き場（南浜中央病院東側）

②受入ごみ：⑦粗大ごみ（畳、布団、机、家具等）

①電気製品（テレビ、洗濯機、冷蔵庫等）

②ブロック、瓦、コンクリートくず

※燃えるごみは、持ち込みはできません

③搬入時間：9:00～12:00、13:00～16:00

亘理名取共立衛生処理組合からのお知らせ

（4）家庭ごみの減量化、分別について

市内各家庭から排出される燃えるごみは、これまで名取クリーンセンターと亘理清掃センターで焼却処理を行っていましたが、亘理清掃センターは、今回の震災により、処理できない状況です。名取クリーンセンターは、焼却を開始していますが、処理能力は組合全体でこれまでの1/3程度であることから、市民の皆さまには、これまで以上にごみの減量化を行っていただくとともに、適正な分別によるごみの出し方にご協力をお願いします。

5. 各種お知らせ

（1）市民バスについて

市民バスは、4月1日から運行可能な区域で再開しています。

①運行時間：バス時刻表どおり

②運行路線：大師線、西部線、南長谷線、南北線は全線運行

※東部地区では運行ルート確保が難しい状況にありますので、以下のとおりの運行となりますが、道路等の復旧状況により、順次通常ルートに広がっています。

・空港線：相野釜、千寿荘を除く全線での運行

・二野倉線：玉浦小学校前で折り返し運行（西土手、恵洪寺、林住宅西口のルートは通行不可）

・納屋線：曲戸（まがと）での折り返し運行

③バス料金：4月28日(木)まで無料

※運休期間等に係る定期券については、次のとお

り取り扱いさせていただきます。

・使用期限が3月11日～31日の定期券→

4月28日まで無料で乗車可能

・使用期限が4月1日以降の定期券→

4月1日～28日の無料運行期間のうち、定期有効期間分を定期券更新時等に延長

問／生活環境課（☎内線 333）

（2）住民票の無料交付について

被災された方が、災害に関連した手続きのため、住民票の写しを必要とされる場合は、り災証明書または被災届出証明書を提示いただくと交付手数料が無料となります。住民票の写しを請求される際に、市民課窓口でお申し出ください。

期間：4月11日(月)～当分の間

問／市民課（☎内線 227）

(3) 被災者のための総合相談窓口について

4月1日から、「被災者総合相談窓口」を開設しています。今後の生活等さまざまな心配ごとなどをお聞きし、必要な情報提供等を行います。

①日時：4月1日～当分の間 9:00～16:00（土日受け付け）

②場所：市役所6階 第2会議室

問／さわやか市政推進課（☎内線643）



(4) 被災者支援特別行政相談所の開設について

国等の16の関係機関のご協力を得て、被災者の方々の各種相談、問い合わせ等に対応する相談所を開設します。

①開催日時：4月20日(水) 9:00～16:00

主な対応予定の相談	参加関係機関
建物の滅失登記、相続登記、権利証の紛失等	法務局（※）
預金の払い戻し・融資の返済猶予等	財務局
税申告の猶予、減免、雑損控除等	国税局
震災に関わる労災、失業給付等	労働局
国民年金保険料の免除、社会保険料の納期限延長等	日本年金機構
自動車検査証の有効期間の延長、水没車両の廃車手続き等	運輸局
災害復興住宅融資	住宅金融支援機構
被災中小企業の支援、農林漁業復興融資等	日本政策金融公庫、経済産業局
放送受信障害、通信障害等	総合通信局、NTT
県への相談窓口の案内	宮城県
被災に係る法律問題、手続等	弁護士会、司法書士会
放射能による健康への影響等	学識経験者
その他行政全般	行政評価局等

②場所：岩沼市役所6階 第1会議室 ※法務局の相談は第2会議室で行います。

問／震災行政相談専用フリーダイヤル0120-511556、さわやか市政推進課（☎内線642）

(5) 水道の復旧等について

3月11日の地震発生から市民の皆さまには長期間の断水でご不便をおかけしたことに對しまして、お詫び申し上げます。

水道の復旧作業につきましては、全力で作業を行っており、4月10日現在の復旧率は給水人口ベースで98.5%となっています。また、水道施設の被害額は、約3,500万円と見積っていますが、今後その額が膨らむことは確実な状況です。

問／水道事業所（☎内線456）

(6) 節水のお願い

各家庭等からの汚水を処理する下水道施設「県南浄化センター」が被災したことから、現在汚水の処理能力には限界があります。できる限りの節水にご理解とご協力をお願いします。

問／下水道課（☎内線443）



(7) 悪質商法にご注意を!!

震災に乗じた悪質商法等の情報が寄せられています。その手口もさまざまですので、十分ご注意ください。少しでも不審なことがありましたら、市へお問い合わせいただくか、警察にご連絡ください。

【過去の被災地で見られた主な事例】

○自治体職員や契約業者を装って無料点検を行い、「床下にひびが入っている」、「水質が悪化している、飲み続けるとがんになる」等と不安をあおって不必要で高額な契約を結ぶケース

○「無料で廃棄物を引き取る」と呼びかけて、依頼者に対して高額な処分手数料を要求するケース

○自治体職員を装って、個人情報や住宅の建築年数を聞き出そうとするケース

※他にも義援金を装った詐欺や空き家を狙った空き巣などの発生が予想されます。詳しくは、市ホームページに地域防犯情報として、「地域安全ニュース」を掲載していますので、ご覧ください。

問／生活環境課（☎内線334）

(8) 介護保険被保険者証について

要介護認定を受けている方については、介護保険被保険者証を紛失したこと等により介護サービス事業者等に提示できない場合でも、氏名、生年月日、住所を申し立てることにより介護サービスを受けることができます。問／介護福祉課（☎ 24-3016）

(9) 高齢者の介護に関する相談について

高齢者の介護に関する相談は、お住まいの地区の地域包括支援センターをご利用ください。

地域包括支援センター名	電話番号
マリンホーム地域包括支援センター	080-6043-4940
岩沼西地域包括支援センター	36-7266
南東北地域包括支援センター	23-7543
岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター	25-6834

問／介護福祉課（☎ 24-3016）

(10) 自動車等燃料助成券・福祉タクシー利用助成券を受領していない方へ

心身に重度の障害のある方および小児白血病等の特定疾患療養者を対象とした、平成23年度「岩沼市自動車等燃料費助成券」または「岩沼市福祉タクシー利用助成券」の交付を引き続き下記のとおり行います。

①日時：4月18日(月)～ 8:30～17:15

②場所：市役所3階 社会福祉課

③持参するもの：

⑦助成該当となる手帳もしくは特定疾患療養者であることを確認できるもの、いずれか一つ

⑩印鑑 ⑤ガソリン券を申請される場合は車検証など車両番号を確認できるもの(コピー可)

問／社会福祉課（☎内線352）

(11) グリーンピア岩沼からのお知らせ

グリーンピア岩沼は、4月29日(金)から下記のとおり営業します。

①日帰り入浴施設

営業時間：10:00～17:00（当分の間）

②森のプール、トレーニングルーム

営業時間：10:00～21:00

※トレーニングルームは新規利用前に講習会の受講が必要です。電話で受講予約を受け付けます。

③屋内、屋外スポーツ施設

営業時間：9:00～21:00

※施設利用予約は4月18日(月)から受け付けます。

（受付時間9:00～17:00）

※野外活動施設は、当分の間休業します。

問／グリーンピア管理室（☎ 25-5122）

(12) 米の生産数量目標の調整について

東部地区で被災された農業者を支援するため、また米の生産数量目標を維持するため、「地域とも補償緊急対策」に加え、宮城県全体での米の「生産数量目標の調整」が行われます。これは水稲作付けが可能な地域では、一定の金額を拠出いただきながら主食用米をできるだけ多く作付けしていただき、その拠出額を被災された農業者の皆さまへ支援するという仕組みです。詳しくは、4月1日に水田農業推進協議会から発行されたチラシやJAのチラシを参照してください。問／農政課（☎内線315）

(13) 平成23年度狂犬病予防集合注射の延期について

例年4月に実施していた狂犬病予防集合注射は、震災の影響により延期します。実施時期は決まり次第広報等でお知らせするとともに、すでに登録されている犬の飼い主の方には、はがきでご連絡します。

問／生活環境課（☎内線335）

(14) 無料法律相談の実施について

岩沼市総合福祉センターを会場に、無料法律相談を実施します。詳しくは社会福祉協議会へお問い合わせください。

問／岩沼市社会福祉協議会（☎ 29-3711）

(15) ボランティアの派遣依頼について

被災者宅等（赤紙家屋を除く）の片づけ作業等に災害ボランティアセンターからボランティアを派遣しています。手伝いを必要とする方は、お申し込みください。また、ボランティアの募集をしています。詳しくはお問い合わせください。

申込・問／岩沼市社会福祉協議会 岩沼市災害ボランティアセンター（☎ 080-5949-7541 または 080-5949-7542）



(16) 中小企業向け資金繰り支援策について

被災により事業活動に支障を来している中小企業者の皆さまに、金利の特別措置や返済期限の延長などの救済措置を設けています。問／中小企業電話相談ナビダイヤル（☎ 0570-064-350）

学校に関するお知らせ（問／教育委員会 学校教育課☎内線 562）

(17) 学校再開について

学校再開は4月21日(木)からとします。小中学校の始業式・入学式は下記のとおりです。

小・中学校	4月21日(木)		4月22日(金)	
小学校(4校)	午前	始業式(各学校ごと)		
	午後	入学式(13:30~)		
中学校(4校)	午前	始業式(各学校ごと)	午前	入学式(10:00~)

(18) お子さんの転校について

被災により、やむを得ず住所を異動されたお子さんの指定校については、下記のとおりです。

①玉浦小・中の学区内に転居した場合 引き続き、玉浦小・中に通学

②市内(玉浦小・中の学区外)に転居した場合

②引き続き玉浦小・中に通学が可能。その場合は市教育委員会に申し立てが必要となりますので、ご相談ください。(通学に関しては保護者の責任においてお願いします)

①転居した学区の学校への通学も可能

③市外に転居した場合

基本的には、転出先市町村の学校に通学。ただし、近隣市町村に転出し、将来的に岩沼に戻ることを希望する場合は、他市町村からの区域外就学が可能な場合があるので、ご相談ください。

(19) 学用品等について

住まいの全壊、流失、半壊、床上浸水により、学用品等を喪失したお子さんについては、以下のように対応します。ご相談ください。

学用品等	対応
ランドセル(中古)	玉浦小に保管。調査後お渡しします。
文具類(ノート、鉛筆、消しゴム類)	玉浦小・中に要相談
小・中運動着	玉浦小・中に要相談
中学校制服	玉浦小・中に要相談
運動靴等	約4,000足寄贈されました。調査後お渡しします。
教科書	継続して使用する教科書を支給
教材(ワークブック、問題集)	業者から無償提供の申し出あり。始業式以降に配布予定。

(20) 施設の利用について

市の主な公共施設等については、現在、以下の状況にあります。

業務再開のめどが立った時点で、改めてお知らせします。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

市民会館・中央公民館	避難所として使用	下野郷学習館	被災、復旧中
総合体育館	避難所として使用	寺島学習館	被災、復旧不可
玉浦公民館	被災、復旧中	市民図書館(新図書館)	開館に向け準備中
西公民館	児童センター併設のため放課後児童クラブなど一部運営	旧勤労青少年ホーム	援護施設等として使用
陸上競技場	被災、復旧中	勤労者活動センター	復興活動拠点として使用
市民体育センター	遺体安置所として使用	老人憩の家	東部地区および西部地区老人憩の家は、被災等により、当分の間利用不可
ハナトピア岩沼	被災、復旧中	老人福祉センター千寿荘	被災により全壊、利用不可
農村環境改善センター	避難所として使用		